



募集

市立保育園の夏季補助職員

資格・人数 18歳以上(高校生を除く)で、子ども好きな方、夏季期間中休まず勤務できる方・11人程度
勤務日時 7月22日(火)～8月29日(金)の月～金曜日午前8時30分～午後5時
※すでに旅行などの計画がある場合は応募時にご相談ください。
賃金 980円(保育士資格者)、910円(無資格)
7月9日(水)までに市販の履歴書(写真貼付)に必要事項を記入し、保育課(田無庁舎1階)へ持参
◆保育課 田(☎042-460-9842)

男女平等参画推進委員(追加募集)

男女平等参画推進施策の推進に関する事項について協議します。
資格・人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方(他の審議会等委員の兼任不可)・若干名
選考方法 「魅力ある男女平等推進センターを目指して」をテーマとした作文(800～1,000字程度)
7月19日(土)(必着)まで
※提出方法など詳細は、市HP・市報6月1日号をご覧ください。
◆男女平等推進センター(☎042-439-0075)

男女平等推進センター企画運営委員(追加募集)

男女平等推進センターの年間事業を企画・計画し、協議・運営します。
資格・人数 市内在住・在勤・在学の18歳以上の方・1人
任期 約2年(再任可、最長4期8年)
謝礼 日額2,000円
選考方法 「男女平等推進センターの認知度をあげる方法について」をテーマとした作文(800～1,000字程度)
7月31日(木)(必着)までに、作文に住所・氏名・年齢・電話番号を明記し、〒202-0005住吉町6-15-6住吉会館ルピナス内 男女平等推進センターへ郵送・Eメールまたは持参
◆男女平等推進センター(☎042-439-0075・✉kyoudou@city.nishitokyo.lg.jp)

市民スポーツまつり実行委員

10月13日(祝)に開催される第14回市民スポーツまつりに向けて、実行委員会を立ち上げます。運営にご協力いただける方は、会議にご参加ください。
◆第1回会議
時・場 7月8日(火)午後7時・田無庁舎5階
対 市内在住・在勤の方
問 NPO法人西東京市体育協会(☎042-425-7055)
◆スポーツ振興課 保(☎042-438-4081)



事業者

市の指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を募集

家庭ごみの排出に使用する指定収集袋(ごみ袋)に掲載する広告を企業や事業者の方から募集します。

この広告掲載事業は、市の財源確保と地域の産業振興を目的としています。

募集内容

Table with 2 columns: 掲載対象, 掲載位置, 掲載枚数, 掲載時期. Details include: 可燃・不燃ごみ兼用袋, 指定収集袋の表面下部に1色で印刷, 各袋とも50万枚(販売完了した時点で掲載終了), 11月(予定)

7月1日(火)～16日(水)に、①広告掲載申込書 ②会社概要など会社の業種が分かる書類 ③広告案を、ごみ減量推進課(エコプラザ西東京内)へ持参
※詳細は、市HPをご覧ください。

◆ごみ減量推進課(☎042-438-4043)

お詫びと訂正

市報6月15日号の9面「少年・少女サッカー教室」の記事において、スポーツ振興課の電話番号に誤りがありました。正しくは次のとおりです。お詫びして訂正します。

(正) ☎042-438-4081

傍聴 審議会など

西東京市立学校統合協議会

時 7月7日(月)午後3時
場 防災センター6階
内 統合校の将来像(ほか)
定 10人
◆教育企画課 保(☎042-438-4070)
子ども子育て審議会専門部会
①時・場 7月9日(水)午前9時30分～11時30分・防災センター6階
内 次期「西東京市子育て・子育てワイワイプラン」の策定について(ほか)
②時・場 7月17日(木)午後2時30分～4時30分・防災センター6階
内 教育・保育施設などの認可・運営基準について(ほか)
定 各8人
◆子育て支援課 田(☎042-460-9841)
高齢者保健福祉計画検討委員会および介護保険運営協議会
時 7月17日(木)午後1時
場 保谷庁舎別棟
内 地域包括ケアシステムについて
定 5人
◆高齢者支援課 保(☎042-438-4030)
図書館協議会
時 7月17日(木)午後3時～5時
場 田無公民館
内 西東京市図書館基本計画・展望計画の中間見直しについて
定 5人
◆中央図書館(☎042-465-0823)

児童扶養手当・特別児童扶養手当の申請を

支給要件に該当する方で、まだ申請していない方は、子育て支援課(田無庁舎1階)で申請手続きをしてください。

児童扶養手当

支給要件 18歳に達した日の属する年度の末日以前(一定の障害がある場合は20歳未満)の次のいずれかの状態にある児童を養育する父または母もしくは養育者(老齢福祉年金以外の公的年金を受給できる場合は除く)

①父母が離婚 ②父または母が死亡または生死不明 ③父または母に重度の障害がある ④婚姻によらないで生まれた(認知した父の扶養がある場合は除く)など

※詳細は、お問い合わせください。

※平成15年4月1日現在支給要件に該当してから5年を経過している方は、時効により手当の請求をすることができません(父子家庭を除く)。

支給制限 次の状態にある場合は該当しません。

①児童が父または母の死亡により遺族年金などを受けられることができる ②児童が里親に委託されている、児童福祉施設などに入所している ③児童が請求者以外の父または母と生計を同じくしている ④児童が母または父の配偶者(※事実上の配偶者を含む)に養育されている ⑤請求者または児童の住所が日本ではない

※事実上の配偶者とは、異性の住民票が同居所にある場合や定期的な訪問、生活費の補助などを受けている場合を含みます。

支給金額(月額)

全部支給…4万1,020円

一部支給…4万1,010円～9,680円(所得に応じて10円刻み)

第2子は5,000円、第3子以降1人につき3,000円加算

特別児童扶養手当

対象 20歳未満の中・重度の障害(おおむね身体障害者手帳1～3級、下肢の4級の一部程度、愛の手帳1～3度程度およびこれらと同程度以上の内部障害、精神障害、発達障害)がある児童を養育している父または母

※手帳をお持ちでなくても指定の診断書により、申請することができます。

※児童が施設入所している場合や、児童の障害を支給事由とする公的年金を受けられる場合は支給されません。

支給金額(月額)

1級…4万9,900円、2級…3万3,230円

各手当共通

手当の支給・所得制限

申請のあった翌月分から支給開始となり、年3回(4月・8月・12月)4カ月分ごとの支払いとなります。受給者本人および同居の扶養義務者の所得制限(右表参照)があります。所得に応じて手当額の一部または全部の支給が停止されます。

注意 手当の受給資格がなくなっているにもかかわらず、届け出をしないで受給していると、資格がなくなった月の翌月からの手当額を全額返還していただくことになります。また、受給資格がないにもかかわらず、偽りや不正な手段により手当を受けた者は、3年以下の懲役または30万円以下の罰金に処することがあります。

◆子育て支援課 田(☎042-460-9840)

平成26年度児童扶養手当・特別児童扶養手当所得制限限度額表(25年中の所得・26年8月～翌7月分手当に適用)

単位:円

Table with 5 columns: 扶養親族の数, 児童扶養手当(※本人, 全部支給, 一部支給), 特別児童扶養手当(本人, 配偶者、扶養義務者). Rows include 0人, 1人, 2人, 3人, 4人以上, 1人につき加算.

※児童扶養手当の受給者が父または母の場合、監護する児童の母または父から、受給者または児童が受け取る養育費について、その金額の8割が受給者の所得として取り扱われます。

所得から控除できる額

単位:円

Table with 4 columns: 種別, 児童扶養手当(受給者(父または母), 受給者(養育者、孤児等の養育者)、配偶者、扶養義務者), 特別児童扶養手当(本人・配偶者など共通). Rows include 社会保険料相当額, 障害・勤労学生控除, 特別障害者控除, 寡婦(夫)控除, 寡婦特別加算控除, 雑損・医療費・配偶者特別・小規模企業共済等掛金控除.

※配偶者は寡婦(夫)控除なし